

長崎医療センター無線LAN利用規約

(趣旨)

この規約は、診察待ち時間中の外来患者・入院患者およびその家族等の利用を目的に長崎医療センターが整備した公衆無線ネットワークの利用に関し、必要事項を定めるものとします。

第1条 規約の遵守

- (1) 本規約は、本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）に適用するものとします。
- (2) 本サービス利用者は、本規約に同意したものとみなします。

第2条 サービスの内容

- (1) 本サービスの利用可能時間及び利用場所は、別表のとおりとします。ただし、医療行為への影響がある場合等、各利用場所において利用者に予告なく本サービスの内容を変更もしくは中止できるものとします。
- (2) 本サービスの利用料金は無料としますが、インターネット上の有料サービスは利用者のご負担となります。

第3条 サービスを利用するために

- (1) 無線ネットワークの利用を希望する者は次に掲げるものを準備しなければなりません。
 - ・スマートフォン、パーソナルコンピューター、タブレットなどの接続端末
 - ・無線ネットワークインターフェース
 - ・閲覧ソフト
- (2) 病院から機器等の貸出しは一切行いません。
- (3) 無線ネットワークについて常に安定した接続環境を保証するものではありません。

第4条 利用者の責務

- (1) 本サービスを利用されるにあたっては「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」を遵守願います。(接続記録を自動的に控えさせていただく場合がございます。)
- (2) 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとします。通信機器の種類、ソフトウェア又はブラウザ等により本サービスを利用できない場合があっても、当院は責任を負いません。
- (4) 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は利用者が行うものとします。回線利用中のコンピュータウイルス感染等につきましては一切責任を負いません。
- (5) 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、通信機器及び付属機器に供給する電源は利用者が準備するものとします。
- (6) 他の利用者の迷惑とならないよう、通信機器の音声は消音もしくはイヤホン等を使用してください。
- (7) 次条に規定する禁止行為はおやめください。
- (8) その他の利用方法については、当院の指示に従ってください。
- (9) 利用者が無線ネットワークを利用したことにより、ほかの利用者や第三者との間に生じた紛争等について一切責任を負いません。

第5条 禁止行為

- (1) 第三者もしくは当院の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者もしくは当院の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、第三者もしくは当院に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為。
- (5) 法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為及び迷惑行為。

- (6) IDまたはパスワードを不正に使用する行為。
- (7) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを無線ネットワーク通じてもしくは関連して使用する行為、または提供する行為。
- (8) 大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける、ほかの利用者や来院に迷惑になる行為。
- (9) 利用場所における病院備え付けの電源コンセントの利用。

第6条 サービスの変更・中止

- (1) 利用者が本規約に違反した場合は、利用を中止させていただきます。
- (2) 本サービスは利用者に予告なく中止することがあります。
- (3) 利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について当院は一切責任を負いません。
- (4) 当院は利用者の承諾を得ることなく、本サービス及び本規約の内容を変更できるものとします。
- (5) 無線ネットワークの回線、機器等の障害などやむを得ない事由が必要と認められるとき。

第7条 免責事項

- (1) 本サービスは通信の完全性、可用性及び機密性を保証するものではありません。
- (2) 本サービスへの接続に関するお問い合わせについて当院は一切対応致しません。
- (3) 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について当院は一切責任を負いません。
- (4) 回線及び電波状況により十分な速度で動作できない場合があります。

・別表（第2条関係）

利用場所：長崎医療センター施設内

利用時間：6時～21時